

鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘する権利（鉱業権）を与えられていることに対して課税されます。

納める方

4月1日現在で県内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

鉱区の種類		納める額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに	年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに	年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床に存しないもの	面積100アールごとに	年200円
	河床に存するもの	河床の延長1,000メートルごとに	年600円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに	年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに	年400円×2/3

注 年度の途中で鉱業権の設定又は消滅があった場合には、月割計算によります。

注 100アール未満の端数は、100アールとみなす。

上の表のほか、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行により、共同開発鉱区において鉱区の探査及び採掘を行う特定鉱業権者には、共同開発鉱区の面積に100分の6.89197を乗じて得た面積を課税標準として、次の税率により鉱区税が課されます。

探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに	年22円
採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに	年133円

納める時期と方法

毎年5月に、県税事務所等から送付する納税通知書で納めます。

申告

鉱業権の取得、消滅、変更の日から7日以内に県税事務所等に申告することになっています。

参考

1a（アール） = 100㎡
1ha（ヘクタール） = 10,000㎡

狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

納める方

狩猟者の登録を受ける方

納める額

狩猟免許の種類により異なります。下の税率表をご覧ください。

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、那覇県税事務所、名護県税事務所又は宮古事務所若しくは八重山事務所の県税課に納めます。

●税率表

免許区分	税 率	
第一種銃猟免許 (装薬銃を使用する猟法)	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500 円
	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000 円
網猟免許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
わな猟免許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
第二種銃猟免許 (空気銃を使用する猟法)	—	5,500 円

- (注) 1 ②、④、⑥に該当する者のうち、道府県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税率となる。
- 2 放鳥獣猟区にのみに係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は4分の1となる。
- 3 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る登録を受ける者については、課税免除となる。
- 4 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は2分の1となる。

石油価格調整税

石油価格調整税は、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図るために設けられた法定外普通税で、沖縄県が独自に課税する税です。

納める方

揮発油を販売した元売業者

納める額

揮発油の販売量 × (1 キロリットルにつき) 税率 1,500 円

納める時期と方法

1 か月分の揮発油の販売量により税額を計算し、翌月末日までに那覇県税事務所に申告して納めます。

●元売業者とは

揮発油の精製業者又は輸入業者等のうち、県内で揮発油を販売する者で知事が指定した者

●揮発油とは

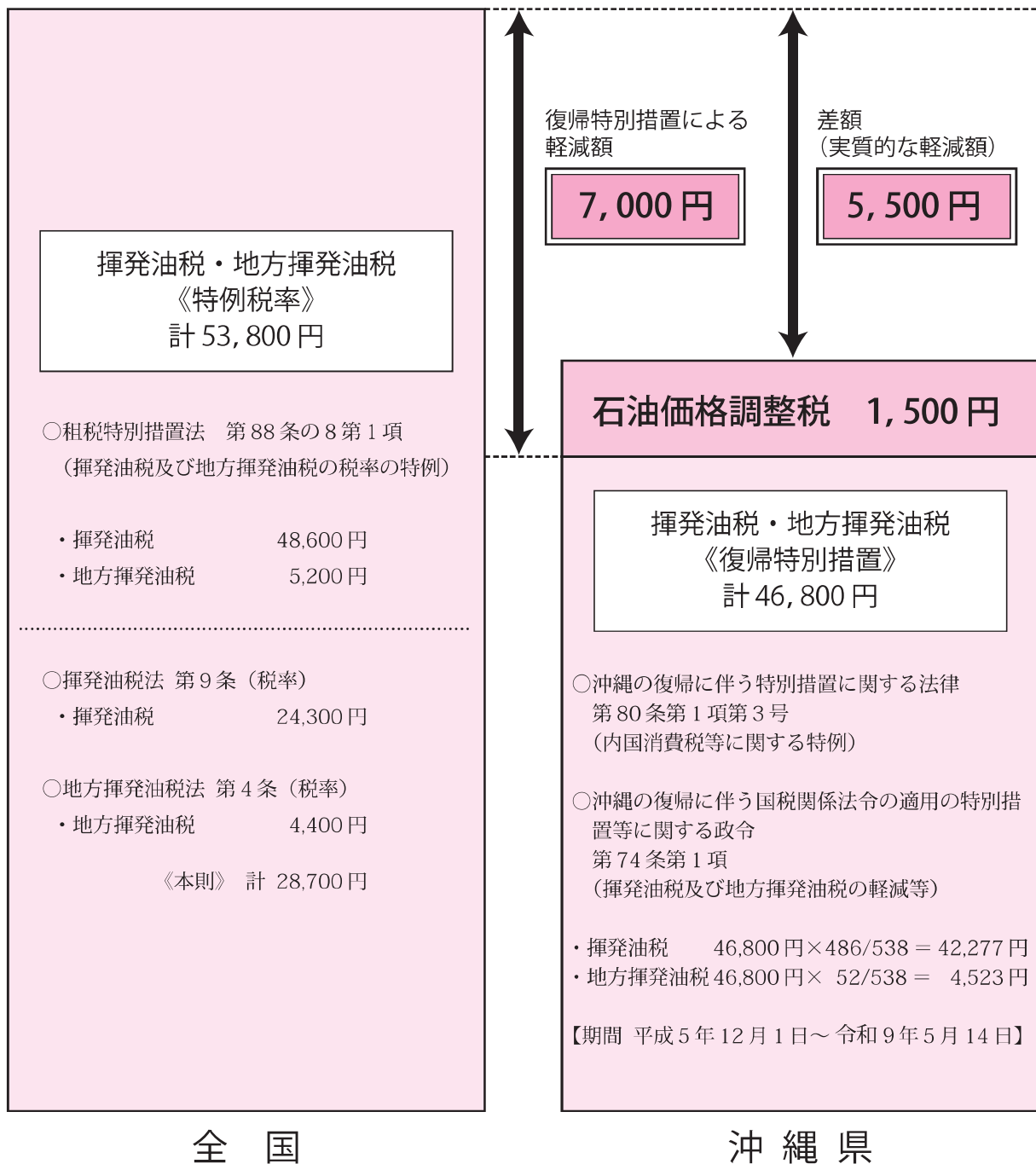
次の規格を有する炭化水素油です。

○比重（15℃）…0.8017 以下

●免税

輸出されるもの、県外移出されるもの等については、免税となります。

(参考) 揮発油に係る全国と沖縄の税率の比較 (1キロリットルあたり)



産業廃棄物税

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるために沖縄県が独自に課税する法定外目的税で、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者に対して課税されます。

納める方

最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

納める額

産業廃棄物の重量 × (1 トンにつき) 税率 1,000 円

納める時期と方法

最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から税金を預かり、3 か月ごとに那覇県税事務所に申告して納めます。

対象期間	1月1日～3月31日	4月1日～6月30日	7月1日～9月30日	10月1日～12月31日
申告納税	4月末日	7月末日	10月末日	翌年1月末日

注 申告漏れ又は申告内容の修正申告については随時

●課税のしくみ

